

特別用途地区の制限内容

特別工業地区

種 別	建築してはならない建築物
第1種特別工業地区 (大曲の準工業地域の一部)	1 ホテル又は旅館 2 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 3 ナイトクラブその他これに類するもの 4 個室付浴場業に係る公衆浴場 5 次の各号に掲げる事業を営む工場 (1) 骨炭その他動物質炭の製造 (2) 粘土炭、れんが、土器、陶器、人造と石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造 (3) ガラスの製造 (4) れん炭の製造 (5) 木材の引割り又はかんな削りで出力の合計が3.57キロワットを超える原動機を使用するもの (6) 動力つちを使用する金属の鍛造 (7) 印刷で出力の合計が11.25キロワットを超える原動機を使用するもの (8) 原動機を使用する魚畜肉の処理又は魚畜肉の練製品の製造 (9) 魚粉又は魚粉を原料とする飼料の製造
第2種特別工業地区 (大曲、輪厚の工業地域)	1 住宅(特別工業地区に立地する工場の管理人のための住宅を除く。) 2 共同住宅、寄宿舍又は下宿(特別工業地区に立地する工場の所有に係る当該工場の従業員のための共同住宅又は寄宿舍を除く。) 3 住宅で店舗、飲食店その他これらに類する用途を兼ねるもの 4 学習塾、華道教室その他これらに類するもの 5 児童福祉施設等(保育所を除く。) 6 畜舎(15平方メートルを超えるもの) 7 次の各号に掲げる事業を営む工場 (1) 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白 (2) 骨炭その他動物質炭の製造 (3) 魚粉又は魚粉を原料とする飼料の製造 (4) 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白 (5) 骨、角、牙、ひづめ又は貝殻の引割り又は乾燥研磨 (6) 鉱物、岩石、土砂、硫黄、金属、ガラス、れんが又は陶磁器の粉碎で原動機を使用するもの (7) 墨、懐炉灰又はれん炭の製造 (8) 瓦、れんが、土器、陶磁器、人造と石又はるつぼの製造
第3種特別工業地区 (東部、大曲の準工業地域の各一部)	1 住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)共同住宅、寄宿舍又は下宿 2 学校(幼保連携型認定こども園を除く。)図書館その他これらに類するもの 3 病院 4 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 5 ホテル又は旅館 6 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 7 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの 8 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 9 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 10 店舗、飲食店、展示場、遊技場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの

平成28年12月16日改正

特別用途地区の制限内容

特別業務地区

種 別	建築してはならない建築物
第1種特別業務地区 (輪厚、東部の準工業地域の各一部)	1 住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)共同住宅、寄宿舍又は下宿 2 学校(幼保連携型認定こども園を除く。)図書館その他これらに類するもの 3 病院 4 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 5 ホテル又は旅館 6 劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち、客席部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 7 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 8 ナイトクラブその他これに類するもの 9 畜舎(15平方メートルを超えるもの) 10 法別表第2(リ)項第2号及び3号に掲げる工場(流通業務市街地の整備に関する法律第5条第1項第7号、第8号及び同法施行令第4条第1号に掲げる工場並びに引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場並びに法別表第2(ト)項第3号(12)号に掲げる工場並びに自動車修理工場(その一部で塗料の焼付又は吹付を営むものを含む。)並びに令第130条の6に掲げる食品製造業を営む工場を除く。)
第2種特別業務地区 (東部、西の里及び輪厚の準工業地域の各一部)	1 劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち、客席部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 2 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 3 ナイトクラブその他これに類するもの 4 畜舎(15平方メートルを超えるもの) 5 法別表第2(リ)項第2号及び3号に掲げる工場(流通業務市街地の整備に関する法律第5条第1項第7号及び第8号に掲げる工場並びに引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場並びに法別表第2(ト)項第3号(12)号に掲げる工場並びに自動車修理工場(その一部で塗料の焼付又は吹付を営むものを含む。)並びに令第130条の6に掲げる食品製造業を営む工場を除く。)
第3種特別業務地区 (東部の準工業地区の一部)	1 住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)共同住宅、寄宿舍又は下宿 2 学校(幼保連携型認定こども園を除く。)図書館その他これらに類するもの 3 ホテル又は旅館 4 劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち、客席部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 5 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 6 ナイトクラブその他これに類するもの 7 畜舎(15平方メートルを超えるもの) 8 法別表第2(リ)項第2号及び3号に掲げる工場(流通業務市街地の整備に関する法律第5条第1項第7号、第8号及び同法施行令第4条第1号に掲げる工場並びに引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場並びに法別表第2(ト)項第3号(12)号に掲げる工場並びに自動車修理工場(その一部で塗料の焼付又は吹付を営むものを含む。)並びに令第130条の6に掲げる食品製造業を営む工場を除く。)

平成28年12月16日改正